

(案)

静岡県過疎地域持続的発展計画

(令和9年度から令和12年度)

目次

第1 過疎地域の持続的発展に関する基本的な事項

1	計画の概要	3
(1)	趣旨	3
(2)	位置付け	3
(3)	期間	3
2	対象地域	3
3	過疎地域の持続的発展の基本的な方針	4
(1)	過疎地域の価値・役割の維持	4
(2)	生活環境の維持	4
(3)	地域の魅力・外部人材を活用した地域活性化	4
(4)	革新的技術の活用	5
4	理念・施策体系	5
(1)	理念	5
(2)	施策体系	5
(3)	広域的な経済社会生活圏の整備の計画等との関連	6
5	目標	6
6	目標達成の評価	6

第2 過疎地域の持続的発展のための事業計画

1	移住・定住・地域間交流の促進、人材の育成	7
(1)	移住・定住・地域間交流の促進	7
(2)	人材の育成	7
2	産業の振興	8
(1)	観光産業等の振興	8
(2)	農林水産業の振興	8
(3)	商工業の振興	11
3	地域における情報化	13
(1)	地域における情報化対策	13
4	交通施設の整備、交通手段の確保	14
(1)	国道、県道及び市町道の整備	14
(2)	農道、林道の整備	14
(3)	交通・物流の確保対策	15

(4) 港湾施設の整備・活用	16
5 生活環境の整備	16
(1) 簡易水道、下水処理施設等の整備等	16
(2) 防災・救急体制等の整備	17
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	19
(1) 子育て環境の確保のための対策	19
(2) 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進を図るための対策	20
7 医療の確保	21
(1) 医療の確保	21
8 教育の振興	21
(1) 公立小中学校等の教育施設の整備等	21
(2) 図書館その他の社会教育施設等の整備等	22
9 集落の整備	22
(1) 集落の整備	22
10 地域文化の振興等	23
(1) 地域文化の振興等を図るための対策	23
(2) 文化の振興	23
11 再生可能エネルギーの利用の推進	24
(1) 再生可能エネルギー利用の推進	24

第 1 過疎地域の持続的発展に関する基本的な事項

1 計画の概要

(1) 趣旨

過疎地域は、食料、水及びエネルギーの安定的な供給、自然災害の防止、生物多様性の確保その他の自然環境の保全、多様な文化の継承、良好な景観の形成など多面にわたる機能を有し、県民の安全・安心で豊かな生活を支えています。

しかしながら、過疎地域では、人口減少をはじめ、他地域と比較して厳しい社会経済情勢が長期にわたり継続しており、交通機能の維持、医療提供体制の確保、教育環境の整備、農地や森林の適切な管理など、多くの課題があります。

これらの課題に対応し、過疎地域の持続的発展を支援するため、過疎地域を有する市町は、「過疎地域持続的発展市町村計画」を策定し、過疎対策の基本的方向や目標、実施すべき施策を定めています。

本計画は、当該市町村計画の実現に向け、県が市町村に協力して講じようとする措置の計画を定めるものです。

(2) 位置付け

この計画は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づく「過疎地域持続的発展計画」に位置付けられます。

(3) 期間

本計画は、2027（令和 9）年度から 2030（令和 12）年度までの 4 年間を期間とします。

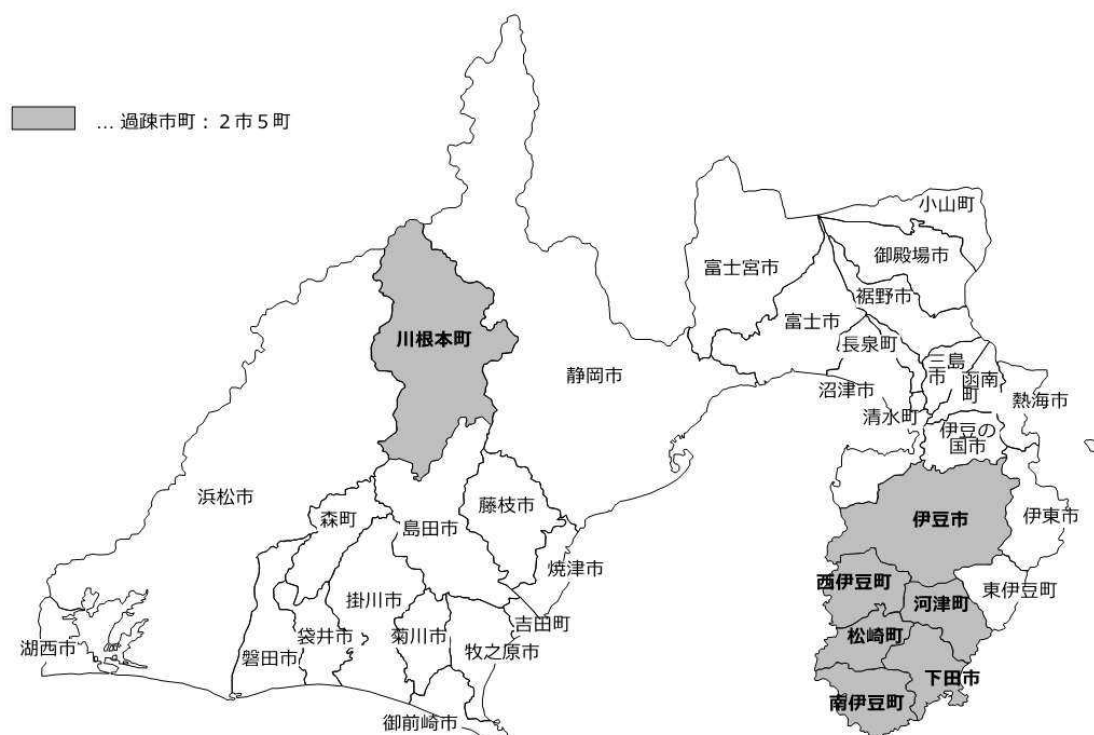
また、市町の過疎地域持続的発展計画の期間に応じて、見直しを行います。

2 対象地域

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（過疎法）に基づく、静岡県の過疎地域（過疎市町及び過疎区域）は以下のとおりです。（2027 年 4 月 1 日現在）

過疎市町

伊豆市、下田市、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町、川根本町



3 過疎地域の持続的発展の基本的な方針

(1) 過疎地域の価値・役割の維持

過疎地域固有の価値や役割は、山林や水源などの豊かな自然により保たれているものであることから、山林の適切な管理や水源の涵養などの環境保全を図るとともに、地域資源を活用した農林水産業の振興を図ります。

(2) 生活環境の維持

中長期的な人口減少を見据えて、公共施設等の整備や身近な生活交通の確保、医療・福祉サービス提供体制の確保など、適切な規模での生活基盤の維持・整備を図ります。

(3) 地域の魅力・外部人材を活用した地域活性化

近年高まる地方回帰や多拠点居住への関心が、多様な働き方の定着やウェルビーイングへの志向によってさらに加速しています。この機運を確実に捉え、移住定住の促進や関係人口の創出・拡大、地域間交流の活性化に取り組むことで、持続可能な地域社会の実現と人口減少の抑制を図ります。

(4) 先端技術の活用

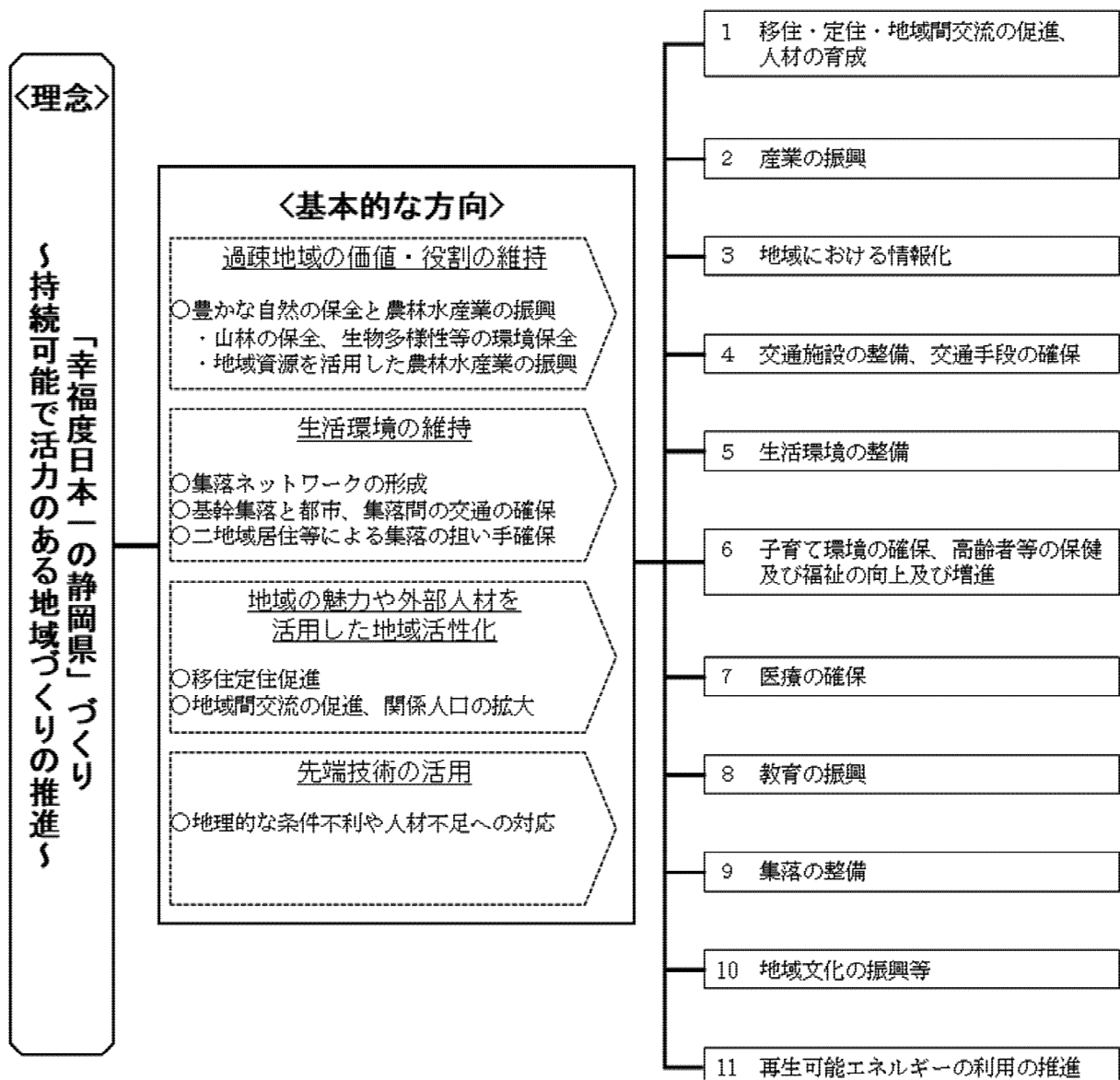
過疎地域の地理的な条件不利や人口減少による担い手不足に対応するため、IoT、ICT、AI やロボティクスなどの先端技術の活用を図り、持続可能な地域づくりに取り組みます。

4 理念・施策体系

(1) 理念

「幸福度日本一の静岡県」づくり～持続可能で活力のある地域づくりの推進～

(2) 施策体系



(3) 広域的な経済社会生活圏の整備の計画等との関連

諸施策を推進する上で、個々の自治体ごとの取組では、財源、人材、情報等の面で限界があり、また、今後、各自治体の投資余力が急速に減少することが見込まれる中では、これまで以上に効率的な行政運営が求められています。

したがって、共通した課題に対しては、既存の自治体の枠を超えた広域的な取組を進めていくことが必要なことから、県の総合計画や各分野の広域事業計画等との整合性を保ちながら、地域の実情や抱えている課題を踏まえた広域的な地域づくりを推進していきます。

また、自治体間の連携による行政サービスの推進に当たっては、県も積極的に関わりながら、効率的な事務処理体制の構築に向けた検討を行うとともに、市町間の連携を基本としつつも、市町間の連携による課題解決が困難な地域においては、県が補完を行うことも検討し、広域自治体としての必要な役割を果たしていきます。

5 目標

項目	現状値 (R7)	目標値 (R12)
市町計画における人口に関する目標を達成した市町数	1	全市町

6 目標達成の評価

目標の達成状況については、毎年度、静岡県条件不利地域振興施策推進会議において評価し、公表します。

第2 過疎地域の持続的発展のための事業計画

1 移住・定住・地域間交流の促進、人材の育成

(1) 移住・定住・地域間交流の促進

大都市圏等の移住検討者に向けて、ホームページやSNS等を活用して移住の検討段階に応じた情報発信を強化していきます。また、「静岡県に住みかえる推進本部」の構成員である県、市町、地域団体等が連携して、相談対応や受入態勢の充実に取り組みます。

加えて、過疎地域を含む県内各地域の課題解決や中小企業等における担い手確保を図るため、国・県・市町が一体となり移住支援事業を推進することで、若者をはじめとした首都圏からの移住者を増やしていきます。

また、過疎地域の自然環境や文化を生かしながら、体験型の自然学習や農林漁業の体験、農山漁村での生活体験を通じて地域交流・経済活性化を図る持続可能な観光を推進します。

関係人口の創出・拡大に向けては、専用ホームページを活用し、本県に関わる魅力を発信するとともに、地域づくり活動の支援、関係人口を受け入れる地域づくり活動を持続的に推進する人材の育成と仕組の普及に取り組みます。

加えて、二地域居住の推進に向けては、都市と地方の人材の好循環を図るため、二地域居住での負担や障壁を解消するとともに、静岡県内の地域との継続的な関わりの深化に取り組みます。

事業名	事業内容
二地域居住推進事業	・地域の活力や豊かな生活を維持・向上させていくため、主な生活拠点と別の地域に生活拠点を設ける「二地域居住」を推進し、都市と地方の人材の好循環を図る
移住・定住促進事業	・移住希望者への効果的な情報発信、相談体制の充実、官民一体の取組による地域の受入態勢の強化等を行うとともに、支援金の支給を行い、本県への移住を促進

(2) 人材の育成

過疎地域での多様化・深刻化する課題への対応を推進するため、専門人材の確保・活用による雇用の創出や生活機能の確保等の取組を推進していく必要があります。このため、民間企業の専門人材を過疎政策支援員として委嘱し、過疎地域を中心に派遣することで、過疎地域の持続的発展に資する多様な人材を確保・育成します。

事業名	事業内容
過疎地域へのイノベーション導入事業	・過疎政策支援員による特定地域づくり事業協同組合制度の活用支援等地域課題の解決を主導する人材を確保・育成

2 産業の振興

(1) 観光産業等の振興

地域内消費を拡大する豊かな観光地域の実現を目指し、農林水産業者や地域の関連事業者、住民などの多様な関係者を巻き込み、観光の価値向上に向けた戦略を共有し、観光産業の基盤強化と高付加価値化を推進します。

具体的には、過疎地域の自然環境や文化を生かしながら、体験型の自然学習や農林漁業の体験、農山漁村での生活体験を通じて地域交流・経済活性化を図る持続可能な観光を推進します。

また、DMO等との連携により、戦略的なマーケティングや観光地域づくりを推進します。

事業名	事業内容
県民参加の森づくり・緑化推進事業	・森づくりや緑化活動を行うボランティア団体等への支援
自然ふれあい施設管理運営事業	・県民が直接自然にふれあう場としての「自然ふれあい施設」の管理運営

(2) 農林水産業の振興

① 農業

中山間地域における持続的な農業生産、鳥獣被害の軽減、中山間地の魅力を生かした交流・関係人口の拡大に向けて、以下の施策を推進します。

(中山間地域における持続的な農業生産)

- ・地域外からの就農支援による担い手の確保
- ・地域における農地利用の将来像「地域計画」に基づく、担い手への農地集積・集約化、荒廃農地発生防止・再生利用の促進
- ・スマート農業技術の導入による農作業の省力化、軽労働化
- ・中山間地域等直接支払制度（第6期対策／令和7年度～令和11年度）の活用による農業生産活動の継続支援

(鳥獣被害の軽減)

- ・各市町の鳥獣被害防止計画に基づく捕獲対策、侵入防止対策、生息環境対策等の農作物への被害防止対策支援
- ・ジビエ利活用の推進

(中山間地域の魅力を生かした交流・関係人口の拡大)

- ・地域資源を生かした国内外からの誘客促進、地域・産地のブランド力向上、地域のサポーターづくり、地域の情報発信、農産物の販売促進

② 茶業

茶の需要動向の変化に対応するため、高級茶や輸出向けの有機抹茶に加えて、香り緑茶や和紅茶など付加価値の高い茶の生産、他の作物と組み合わせた複合経営、山間地ならではの景観を生かしたティーツーリズムの推進など、異業種とも連携した収益性の高い茶業経営体の育成を図ります。

また、小規模基盤整備を進め、中山間地茶業に合った機械化体系を推進します。

③ 林業

過疎地域をはじめ、山村地域の林業振興のため就業希望者に対する相談会や現場見学会、高校生を対象にした出前講座などを通じ、林業への新規就業を促進するとともに、技術者の知識や技術向上を支援し、持続可能な林業を担う森林技術者を確保及び育成します。

また、木材生産面からは、ICT等先端技術を活用した森林の集積・集約化や先端技術の現場実装、丸太運搬を効率化する主伐材の搬出に適した路網整備の促進、ドローン等を活用した管理業務の省力化などの林業イノベーションの取組により、低コスト主伐・再造林を促進するとともに、林業経営体の就労環境や労働安全の向上などに対する取組を支援するなど、経営改革を促進し、林業経営体の経営力の強化を図ります。

あわせて、木材の流通・加工面からは、中間土場の機能向上などにより、県産材丸太の流通の最適化を図るとともに、地域の製材工場ネットワークの強化や加工施設の整備を支援し、県産材製品の供給体制強化を図ります。

さらに、環境と経済を両立させた世界水準の森林管理に向け、国際的な森林認証の取得や生産基盤の整備を促進するとともに、森林認証の認知度の更なる向上を図ります。

④ 水産業

伊豆半島南・西部地域では、魚介類の栽培漁業・資源管理型漁業を一層推進するとともに、地域の特性を生かした海業の取組として、都市住民との交流の促進、海洋レクリエーションとの共存に向けた秩序ある海面利用の促進等により、魅力ある漁業経営の実現を図ります。

また、消費者にアピールできる付加価値の高い水産物を提供するため、公共インフラやデジタル技術等を活用した物流・流通の効率化により、西伊豆の地場水産物の県内消費地に向けた需要開拓や販路拡大を目指します。

さらに近年、漁協等が直営する食堂・レストランの人气が高まり、集客数が

増加していることから、県産水産物の消費拡大に向けて、観光・食育イベントや企業、ダイビング等の体験型施設との連携を強化して更なる誘客の増加を目指します。

また、漁業高等学園の人材育成体制の充実や漁業就業者確保育成センター等による就業支援策により、新規漁業就業者の確保育成に努めます。

加えて、新たな漁業経営や漁協経営の在り方を検討するため、多様な関係者を招聘した「水産業の未来づくりプラットフォーム」を立ち上げ、課題抽出や経営分析を行い、漁業者所得の向上により持続可能な水産業の実現を目指します。

河川では、種苗放流を継続して行うほか、河川環境の保全、カワウの食害対策等の取組を進め、地域資源としての魅力を高めていきます。

事業名	事業内容
中山間地域等直接支払事業	・農業生産条件が不利な中山間地域等で農業生産活動を営む農業者等に対して平地地域との生産コスト差を助成
鳥獣被害防止総合対策事業	・鳥獣被害防止特措法に基づき市町が実施する被害防止計画の目標達成のための諸対策を支援
中山間の地域引力創出支援事業	・モデル地域を対象に、中山間地域の特色ある地域資源の活用や農産物のブランド化による収益性向上、販路の新規開拓を支援
中山間地域農業振興整備事業	・平地と比べて農業生産条件が不利な中山間地域において、生産・加工・流通施設の整備などに対して助成
FAOI プロジェクト推進事業	・森林のデジタル情報基盤の整備や、先端技術の現場実装に向けた実証支援等を実施
次世代林業基盤づくり交付金事業	・需要に応じた低コストで効率的な木材の生産・供給、木材利用の拡大を実現するため、間伐材生産・路網整備や木材加工流通施設整備などを総合的に支援
森林認証取得促進事業	・県営林と周辺の森林でグループ認証を取得するとともに、協議会が実施する森林認証の拡大に向けた取組を支援
ビジネス林業等担い手確保育成事業	・新規就業者や森林技術者を広域的に確保・育成し、市町が地域の実情に応じた森林整備を実施できる体制づくりを支援
中山間地域林業整備事業（就業機会創出）	・木材の安定供給に向けた低コスト生産システムを構築し、就業機会を創出することで中山間地域の振興を図るため、高性能林業機械の導入などを支援
「海業」推進事業	・海や港周辺（漁港・港湾を含む）の地域資源を活用し、漁業関係者の新たな収益確保につながる海業の取組を推進 ・海業推進本部による伴走支援のほか、スタートアップ補助金の活用により、県内各地の海業の立ち上げを支援

水産業の未来づくり推進事業	・プラットフォームでの議論を継続し、改善の方向性を現場実践するとともに、スタートアップとのマッチング支援やイノベーション創出事業等を活用して所得増加を支援
民間の力を取り入れた新水産業モデルの構築	・水揚げに依存しない新たな収益確保を目指し、民間企業が地域を牽引しながら、地域資源を活用したコンテンツと収益化モデルを構築
伊豆の磯焼け緊急対策事業	・高水温でも生残する可能性の高い代替海藻「アントクメ」を伊豆半島沿岸に移植
食の付加価値向上支援事業	・農林水産物や地域資源を活用し、商品化への取組や事業者連携による食のビジネス化など、食に関する付加価値向上を図る
県産品国内販路開拓支援事業	・国内最大のマーケットである首都圏等に向けた販路開拓支援やブランド価値向上、ニーズに対応した供給拡大を推進
県産品輸出促進事業	・輸出先国に対応したニーズの把握、商流の構築など、海外への販路拡大に取り組む事業者を支援することで、輸出額の増加を図る

○ハード事業

施設種別	施設名等	事業名	箇所
農業生産基盤	伊豆河東	県営中山間地域農業農村総合整備事業	東伊豆町 河津町
	みらい伊豆	県営中山間地域農業農村総合整備事業	伊豆市
	松崎	県営中山間地域農業農村総合整備事業	松崎町
種苗生産施設	静岡県温水利用研究センター沼津分場	魚介類種苗生産施設整備事業	全市町

(3) 商工業の振興

① 地場産業の振興

地域資源を活用した商品の開発等を推進するため、以下の施策を行います。

- ・農林水産物の商品化や異業種連携による事業化の支援
 - ・産地と連携した首都圏量販店でのフェアの定着
 - ・商品の販路開拓として、量販店や卸事業者等との商談会の開催
 - ・地域全体での取組を目指し、食に関する地域活動を牽引する人材の活躍促進
- また、地域生活に必要な商品、サービス等が持続的に提供されるよう、事業承継やソーシャルビジネスの起業等を促進します。

② 企業誘致

過疎地域の市町は、それぞれ置かれている環境や施策が異なるため、各市町の施策や意向等を丁寧に聞き取りながら、各市町に寄り添い、連携して企業誘致を進めていきます。

特に広い土地を必要としないサービス業のうち情報通信業やコンテンツ関連企業のオフィス誘致に取り組むとともに、東京事務所と連携し、本県の優位性やリスク分散などを首都圏や近隣県の企業へアピールしていきます。

③ 起業の促進

過疎地域を含め県全体の創業しやすい環境整備を図るため、産業競争力強化法に基づく市町創業支援等事業計画の策定・充実を促進します。

また、東京一極集中や人口減少・高齢化の進行等に伴い増大・多様化している地域の社会課題に対し、ビジネスの手法で解決する起業を支援します。

④ 商業の振興

過疎地域の市町の商業環境は、地域ごとに課題やニーズが異なるため、各市町の施策や意向等を丁寧に聞き取り、空き店舗等を活用したりリノベーションまちづくり等の取組を連携しながら推進するほか、地域に合った魅力的な個店の創出により商業の活性化を図ります。

事業名	事業内容
地域創業支援事業	・ 県全体の創業環境の向上を図るため、市町や商工団体の担当者向け研修や創業セミナー等を実施するほか、地域の社会的課題をビジネスの手法で解決する起業者を支援
企業立地促進強化事業	・ 首都圏等での知事トップセールス等により、県内外で企業誘致、定着活動を行う
サービス関連企業誘致強化事業	・ 企業誘致専任員の配置等により、首都圏を中心に企業誘致を行う
コンテンツ関連企業誘致強化事業	・ 専門家の知見活用や都内での交流会の開催等により、コンテンツ関連企業の誘致を推進する
しずおかリノベーションまちづくりプロジェクト推進事業	・ 空き店舗など遊休不動産を再生し、雇用創出やエリア価値向上などを図り、市町と連携してリノベーションまちづくりの取組を支援する
魅力ある個店づくり推進事業	・ 良質な商品、環境、サービスを提供する魅力ある個店を増やすことで、消費者ニーズに即した地域商業の活性化を図る
地場・工芸品産業振興事業	・ 地場産品・工芸品の認知度向上や消費拡大を図るため、地場産業の生産者等が行う情報発信や販路拡大を支援する
しずおかプロダクツ魅力発信事業	・ 家具をはじめとする地場産品の認知度向上や消費拡大を図るため、生産者等が行う情報発信や販路拡大を支援する

ホビーの活用による産業人材育成事業	・ホビーの活用により、ものづくりに興味を持ってもらい、将来の地場産業を支える人材の育成を図る
受託中小企業振興等事業	・受託中小企業の振興を図るため、①受注機会の拡大、自立支援、②受託取引の適正化推進③情報支援の施策で支援する

3 地域における情報化

(1) 地域における情報化対策

情報通信基盤・体系を整備することで、時間や距離を越えた情報のやりとりが可能となり、過疎地域と都市地域との情報格差解消をはじめ、地域住民に対する行政サービスの向上やテレワークなど新しい働き方の実現、ワーケーションの促進による関係人口の増加など過疎地域と都市部との交流促進等が期待されています。

加えて、5Gの実装により、農業、製造業、建設、交通など幅広い分野で業務の効率化や新たな付加価値の創出といった効果も期待されています。

このため、地域の実情を踏まえ、様々な財政支援制度の活用や、高速無線と光ファイバの併用など柔軟な整備手法により、情報通信基盤の積極的な整備を推進します。

また、自治体の情報システムの標準化・共通化への対応を進めるとともに、ICT技術の専門家等による支援や人材育成の推進により、防災、教育、環境、医療、防犯、交通安全、産業振興等各種施策の推進につながる様々な情報通信基盤の活用を促進します。

さらに、誰にも優しいデジタル社会を実現するため、高齢者を含めた県民の情報リテラシーの向上等を支援します。

携帯電話エリアについては、5G基地局等の整備を含め積極的な不感地域の解消、サービスエリアの拡充に努めるとともに、災害時における情報伝達網等の通信ネットワークシステムの整備を引き続き推進します。

4 交通施設の整備、交通手段の確保

(1) 国道、県道及び市町道の整備

国道（県管理分）、県道については、地方生活圏の中心都市へのアクセスが容易になるよう、その交通体系の中で整備を推進するものとし、地域の中心都市あるいは中小都市と過疎地域基幹集落を結ぶ幹線道路網の計画的な整備に努めます。

さらに、地域の孤立等を防止する防災機能の強化や道路施設の適切な維持管理・更新による長寿命化に取り組めます。

また、日常生活において基幹的な役割を担っている幹線市町道については、地域の利便性が高まるよう、市町の要望を踏まえ、引き続き代行事業による支援を行っていきます。

○ハード事業

路線種別	路線名	事業名	箇所	工事区分
国道	国道 136 号	国道道路改築	下田市	新設
	国道 136 号	国道道路改築	松崎町	拡幅
	国道 362 号	国道道路改築	川根本町	新設
基幹的な市町道等（道路）	出口白石線	基幹市町道整備	伊豆市	改良
	山口雲見線	基幹市町道整備	松崎町	改良
	高郷上長尾線	基幹市町道整備	川根本町	新設

(2) 農道、林道の整備

① 農道

農道は、過疎地域の農業振興の基盤となるものであることから、国県道、市町道等とのネットワーク化を図るとともに、基幹的農道については、効果の早期発現のため、県の代行制度の活用も踏まえ、整備を推進します。代行制度の活用にあたっては、他の地域と比較して遅れている整備を促進するための支援を引き続き行うとともに、地域農業の生産性を高めるための整備を市町と協力し推進します。

既存の農道については、長寿命化に向けた保全対策計画の策定、更新整備や不測の事態が発生した場合の緊急対策を実施します。

② 林道

基幹的な林道については、県の代行制度などの活用も踏まえた整備を推進し、適切な森林整備の促進と木材流通のコスト削減を図ります。代行制度の活用

当たっては、他の地域と比較して遅れている箇所の整備を促進するための支援を引き続き行うとともに、市町と協力して、森林施業の集約化に資する林内路網計画の推進等により、過疎地域の持続的発展を支援します。

○ハード事業

路線種別	路線名	事業名	箇所	工事種別
県道等 (林道)	青野八木山線	県営林道事業	南伊豆町、松崎町	改築
基幹的な 市町道等 (林道)	寺澤洞山線	県営林道事業	西伊豆町	新設
	本城下泉線	県営林道事業	川根本町	新設 改築

(3) 交通・物流の確保対策

① 交通手段の確保

地域のニーズに応じた利用しやすく特性可能な生活交通を確保できるよう利用者、市町、交通事業者等と連携して、バス路線の維持・確保を図るとともに、代替手段として地域の実情を踏まえた公共ライドシェアなど新たな運行形態の導入を推進します。

また、市町主体の自動運転実証実験を伴走支援し、公共交通への自動運転サービスの社会実装を目指します。

加えて、鉄道の安全性の確保を図るため、設備等の更新など老朽化対策や橋りょう、高架橋の補強など耐震対策を支援します。

あわせて、通勤・通学者や観光客等の鉄道・バス等公共交通の利用促進のため、利便性の高いダイヤや交通結節点の機能の向上を図ります。

② 物流網の確保

国の「総合物流施策大綱」を参考に、物流に携わる関係者との連携のもと、物流効率化や環境整備を推進し、過疎地域等における持続可能な物流インフラ等の維持・確保を図ります。

事業名	事業内容
バス運行対策費助成	・乗合バス事業者が運行する不採算路線のうち、複数市町にまたがり、地域において幹線的な役割を果たす路線を対象とした助成
市町自主運行バス事業費助成	・事業者が廃止した路線や交通空白地域の輸送需要に対応した自主運行バス事業を実施する市町に対して助成
静岡県バス路線維持費助成	・過疎地域等の住民の日常生活に必要な不可欠なバス路線を維持するため、不採算路線を支援する市町に対して助成

運輸事業振興助成交付金	・生活の利便性向上及び地球温暖化防止対策の推進に寄与するため、運輸事業の振興の助成に関する法律の定める事業を実施
鉄道施設緊急耐震対策事業費助成	・耐震化工事が未完了の鉄道施設を有する鉄道事業者に対し、耐震化工事の費用助成

(4) 港湾施設の整備・活用

伊豆半島南・西部地域の港湾は、伊豆諸島地域や県中部との定期航路をはじめ、観光や水産業など地域産業の重要な拠点として、その役割はますます重要となっています。こうした背景を踏まえ、港湾機能の確保に向けて航路・泊地の浚渫や係留施設等の老朽化対策を計画的に推進し、港湾施設の継続的なメンテナンスと機能強化を図ります。

また、環境保全の観点から、海岸漂着物対策として流木等の回収や自然環境の保全に積極的に取り組み、持続可能で住みよい地域づくりを推進します。

さらに、ジオサイトを巡る遊覧船等の着地型・体験型観光について、伊豆半島全域の市町と連携した取組を引き続き行います。

○ハード事業

施設種別	施設名	事業名	箇所	工事種別
港湾施設	松崎港	社会資本整備総合交付金	松崎町	浚渫
	土肥港、下田港、手石港、松崎港、宇久須港	海岸漂着物地域対策推進事業	伊豆市、下田市、南伊豆町、松崎町、西伊豆町	海岸漂着物等処理

5 生活環境の整備

(1) 簡易水道、下水処理施設等の整備等

① 簡易水道・水道

事業体の経営体制の見直しを進めるほか、市町を越えた事業運営の一体化や事務の共同発注等、地域に合った広域連携により水道事業の基盤強化を図り、簡易水道等の水道施設の耐震化や更新を計画的に進めることができる体制を構築していきます。

② 汚水処理施設

汚水処理施設については、住民の理解のもと、下水道や、集落排水、合併処理浄化槽など、地域の実情に応じた整備手法の選択及び計画の策定を行い、効率的かつ計画的に整備を進めます。

③ ごみ処理施設、し尿処理施設

令和9年度末を目途に、過疎地域を含む県内市町の一般廃棄物処理施設の広域化・集約化について「静岡県一般廃棄物処理広域化マスタープラン」の内容を現況に合わせて見直し、長期的な視点で廃棄物処理体制のあり方を検討します。

事業名	事業内容
生活排水改善対策推進事業	・単独処理浄化槽から合併処理浄化槽に転換する者に補助する市町及び直接転換する市町に対する支援
循環型社会形成計画策定事業	・一般廃棄物処理施設の広域化・集約化にむけて2050年までの長期計画である「静岡県一般廃棄物処理広域化マスタープラン」を策定する。
一般廃棄物適正処理推進事業	・「静岡県一般廃棄物処理広域化マスタープラン」に基づき、地域別に、ごみ処理広域化・ごみ処理施設集約化をはじめとした一般廃棄物の適正処理を推進

(2) 防災・救急体制等の整備

南海トラフ地震臨時情報や地震・津波・風水害の災害リスク等を県民が正しく理解し、早期避難意識の高揚を図るほか、自主防災組織活性化委員会等を活用して、地域毎に課題に対する解決策を検討し、解決策や好事例を全県に横展開し、地域特性（山間部、沿岸部など）に応じた各種訓練や防災講座等での実践につなげていきます。

総合防災訓練や地域防災訓練、県及び市町の広報誌、メールマガジンなどの従来の発信方法による啓発に加え、SNS等の媒体を活用し、備蓄の重要性等を県民に広く周知します。

さらに、過疎地域における住民生活の安心、安全を確保するため、引き続き土砂災害防止施設等の整備を進めていくとともに、土砂災害警戒区域等の指定を推進し、警戒避難体制整備の構築を促進します。

加えて、地域防災の要である消防団の充実を図るため、新たな担い手となる女性や学生、外国人などの消防団への加入促進や、機能別団員制度の導入推進による活動体制の強化を図ります

消防機関による救急体制の確保と円滑な運用を図るため、医療機関受診や救急車利用の可否に関する助言等を行う「救急安心電話相談窓口（＃7119）」の認知度向上の取組及び運営体制の検証・改善を進め、救急車の適正利用を推進します。

○ハード事業

事業名	箇所名	工事種別	箇所
通常砂防事業	稲生沢川支川河内諏訪沢	砂防堰堤工	下田市
通常砂防事業	稲生沢川支川高馬下沢	砂防堰堤工	下田市
通常砂防事業	稲生沢川支川平滑川上沢	砂防堰堤工	下田市
通常砂防事業	稲生沢川支川蓮台寺北沢	砂防堰堤工	下田市
通常砂防事業	稲生沢川支川蓮台寺下沢	砂防堰堤工	下田市
通常砂防事業	青野川支川下小野中沢	砂防堰堤工	南伊豆町
通常砂防事業	青野川支川下小野西沢	砂防堰堤工	南伊豆町
通常砂防事業	青野川支川辰ノ口沢A	砂防堰堤工	南伊豆町
通常砂防事業	前田川支川湊北沢	砂防堰堤工	南伊豆町
通常砂防事業	那賀川支川沢上川	砂防堰堤工	松崎町
通常砂防事業	岩科川支川下松尾沢	砂防堰堤工	松崎町
通常砂防事業	田子太田川支川御神川	砂防堰堤工	西伊豆町
通常砂防事業	大井川支川足間沢	砂防堰堤工	川根本町
通常砂防事業	大井川支川原沢	砂防堰堤工	川根本町
火山砂防事業	山川支川釜ヶ洞沢	砂防堰堤工	伊豆市
火山砂防事業	丸山川支川西浜沢	砂防堰堤工	伊豆市
火山砂防事業	狩野川支川洞川	砂防堰堤工	伊豆市
火山砂防事業	土肥山川支川水口川	砂防堰堤工	伊豆市
火山砂防事業	狩野川支川半経寺沢A	砂防堰堤工	伊豆市
火山砂防事業	修善寺川支川大下沢	砂防堰堤工	伊豆市
火山砂防事業	狩野川支川谷戸沢右支川	砂防堰堤工	伊豆市
緊急自然災害防止対策事業	太田川支川雲見川	溪流保全工	松崎町
緊急自然災害防止対策事業	宇久須川支川飛鳥川	溪流保全工	西伊豆町

急傾斜地崩壊対策事業	蓮台寺山崎 No. 2	擁壁工	下田市
急傾斜地崩壊対策事業	河内諏訪 No. 2	擁壁工	下田市
急傾斜地崩壊対策事業	上田平	擁壁工	下田市
急傾斜地崩壊対策事業	竹原 B	擁壁工	伊豆市
急傾斜地崩壊対策事業	行田山	擁壁工	伊豆市
急傾斜地崩壊対策事業	青羽根岩下 B	擁壁工	伊豆市
急傾斜地崩壊対策事業	市山 No. 4	擁壁工	伊豆市
急傾斜地崩壊対策事業	新田 No. 2	擁壁工	伊豆市
急傾斜地崩壊対策事業	熊坂 No. 2	擁壁工	伊豆市
急傾斜地崩壊対策事業	八幡	擁壁工	伊豆市
急傾斜地崩壊対策事業	向山 No. 2	擁壁工	西伊豆町
県単急傾斜地崩壊対策事業	林金	擁壁工	伊豆市
県単急傾斜地崩壊対策事業	本立野	擁壁工	伊豆市
事業者間連携砂防事業	品鉢川支川品鉢川	砂防堰堤工	伊豆市
事業者間連携砂防事業	狩野川支川半経寺沢	砂防堰堤工	伊豆市

6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 子育て環境の確保のための対策

過疎地域など地域の特性や事情に配慮するとともに、多様な働き方やライフスタイルに対応しながら、こどもをライフステージを通じて切れ目なく支援するため、「しずおかこども幸せプラン」に基づき、以下の対策を推進します。

- ・地域ニーズに適切に対応した保育所、認定こども園の運営や、こども誰でも通園制度の運営を支援
- ・保育の質の向上を図るため、乳幼児保育における保育士の手厚い配置を支援
- ・放課後児童クラブの待機児童の解消を図るための施設整備・設備充実を支援
- ・地域における子育て親子の交流等を促進する地域子育て支援拠点の整備・充実を支援

事業名	事業内容
子ども・子育て支援給付事業	・保育所、認定こども園等の運営費やこども誰でも通園制度に係る費用等の一部を負担

多様な保育推進事業	・多様化・細分化する保育ニーズに対応するため、市町が行う乳幼児保育事業等に対して助成
放課後児童クラブ運営支援事業	・学童保育サービスの充実を図るため、市町に対して放課後児童クラブの運営費等を助成

(2) 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進を図るための対策

今後、高齢化が一層進む中で、「支える側」、「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる社会の実現に向けた体制整備を推進します。

高齢期を迎える前の時期から健康づくりや介護予防に取り組み、介護を必要とする状態になることの予防や、重度化の防止を図るための支援を行います。

また、認知症やひとり暮らし等であっても、住み慣れた地域でいきいきと安心して暮らせる地域づくりを推進します。

さらに、見守りや介護が必要な場合には、必要とする質の高い介護サービスが適切に提供される体制づくりを進めます。それと同時に介護人材の養成を図り、介護現場での雇用を創出し、人の流入を促進します。

障害のある人が分け隔てられない共生社会の実現を目指して、①障害に対する理解と相互交流の促進、②地域における自立を支える体制づくり、③多様な障害に応じた支援の3本柱で施策を推進します。

また、市町が設置する「地域自立支援協議会」を活用し、障害のある人の重度化・高齢化や“親亡き後”を見据え、地域の相談支援の拠点となる「基幹相談支援センター」の整備に向けた取組を推進します。

さらに、より広域的な調整が必要な課題に対応するため、障害保健福祉圏域ごとに県が設置する「圏域自立支援協議会」を活用します。特に、社会資源の乏しい圏域においては、市町連携で支援体制の整備を図る取組を推進するため、県として広域調整等の後方支援を行います。

事業名	事業内容
圏域スーパーバイザー設置事業	・市町の障害のある人への相談支援体制整備を支援するため、専門的見地から技術的助言を行う圏域スーパーバイザーを県内の障害保健福祉圏域毎に配置
介護予防施策関連事業(介護予防施策推進事業、保健事業と介護予防の一体的実施促進事業)	・高齢者の身体機能や生活機能の維持改善を目的とした介護予防を推進するとともに、介護予防と疾病予防を目的とした保健事業を一体的に実施するため、市町の取組を支援

7 医療の確保

(1) 医療の確保

総合診療・プライマリーケアを実施する医師の育成・確保や自治医科大学卒業医師の配置等を進めます。

また、市町による最寄の医療機関までの定期的な患者輸送やドクターヘリの運航など専門的な医療や高度な医療を行う医療機関へ搬送する体制の整備や、ICTを用いたオンライン診療の拡充、へき地医療拠点病院の医師等による巡回診療等の充実を図ります。

併せて、医師が勤務しやすい環境づくりのため、代診医派遣制度の充実や医師等の勤務条件の改善を図るとともに、診療所の承継・開業への支援等により、地域における診療所の確保に取り組みます。

事業名	事業内容
へき地医療対策事業	・へき地医療支援機構の運営及びへき地医療拠点病院の運営費を助成
へき地代診業務事業	・へき地代診医師派遣事業を実施する病院に対する必要な経費の負担
へき地医療施設設備整備促進事業	・へき地に所在する病院及び診療所の施設及び設備整備を行う市町等を支援
ドクターヘリ運航支援事業	・ドクターヘリを運航する基地病院に対し、必要な経費を助成
診療所の承継・開業支援事業	・支援区域において診療所を承継又は開業する場合に、施設整備、設備整備等を支援
自治医科大学医師の派遣	・へき地の医療の確保及び充実を図り、地域住民の保健、福祉の増進に寄与する医師を養成、また、県内の広域的なへき地医療支援事業の企画・調整等を実施
小規模市町支援事業	・過疎地域である町の保健事業の企画・運営について健康福祉センターが助言・指導

8 教育の振興

(1) 公立小中学校等の教育施設の整備等

国庫補助制度等を活用し、大規模改修、改築等の事業を計画的に実施するとともに、過疎地域を含む中山間地域における小規模校（県立高校）の教育の質の確保にむけた取組を推進します。

事業名	事業内容
センター配信型遠隔教育推進事業	・教員数の少ない小規模校（県立高校）における学びの保障のため、「遠隔授業配信センター」を開設し、中山間地域の小規模校を対象に単位認定を伴う遠隔授業を実施

(2) 図書館その他の社会教育施設等の整備等

図書館、公民館等の社会教育施設の整備・充実は、住民主体の地域づくりなどの持続可能な共生社会の構築に向けた多様な取組や、行政をはじめとした地域の幅広い情報の発信拠点のために不可欠です。

地域課題の解決を目的とした学習活動を支援するため、図書館、公民館等の社会教育施設は、地域の社会教育の拠点として整備し、積極的な活用を促進します。

また、学校・地域・家庭が一体となって、地域ぐるみでこどもを育てる「地域学校協働活動推進事業」の取組に、図書館、公民館等が積極的に連携するとともに、地域における世代間の交流など地域コミュニティの強化を図ります。

地域住民が誰でもスポーツ競技等に親しむことができる「しずおかスポーツフェスティバル」や、気軽にニュースポーツ等を楽しむことのできる「県民スポーツ・レクリエーション祭」を開催し、住民の親睦と交流を深め、地域の活性化を図ります。

また、多世代、多種目、多志向という特徴を持ち、地域住民により自主的・主体的に運営される総合型地域スポーツクラブの普及等により、身近な地域でスポーツ活動ができる環境づくりを推進します。

事業名	事業内容
生涯スポーツ振興事業	・「しずおかスポーツフェスティバル」の開催、レクリエーション指導者の派遣などによる生涯スポーツの普及・振興
地域学校協働活動推進事業	・地域住民等の参画を得て、地域全体でこどもたちの学びや成長を支えるとともに、学校を核とした地域づくりを目指した体制（地域学校協働本部等）を整備
地域の教育力向上推進事業	・公民館等社会教育施設職員や市町の教育関係職員、地域の社会教育関係者の資質向上及び指導力の強化を図るための研修等を実施

9 集落の整備

(1) 集落の整備

基幹集落を中心とした集落ネットワーク圏の形成を図り、集落間の移動手段の確保、ネットワーク全体での生活に不可欠な機能の維持など、住民が暮らし続けることができる環境の整備を促進します。

また、過疎市町が実施する、過疎地域の持続的発展に資する取組を促進すると

ともに、地域活性化の役割を担う、地域おこし協力隊、過疎政策支援員などの人材を活用し、雇用の創出や生活機能の確保等の取組を推進します。

事業名	事業内容
過疎地域へのイノベーション導入事業	・過疎政策支援員による特定地域づくり事業協同組合制度の活用支援等地域課題の解決を主導する人材を確保・育成

10 地域文化の振興等

(1) 地域文化の振興等を図るための対策

本県では、今後の文化財の保存・活用に関する総合的な施策の方針として「静岡県文化財保存活用大綱」を2020（令和2）年3月に策定し、基本方針として「文化財の確実な保存」、「文化財を支える多様な人材の育成」、「文化財の効果的な活用」を掲げています。

「文化財の確実な保存」に係る取組として、文化財の修理や防災対策等に係る文化財所有者へ支援や、文化財3次元データ化等、文化財の適切な保存を推進します。

「文化財を支える多様な人材の育成」に係る取組として、住民や民間団体と連携し、地域で文化財を支える人材を育成すると共に、地域で文化財の保存・活動に取り組む団体を支援します。

「文化財の効果的な活用」に係る取組として、文化財3次元データの公開をはじめとする情報発信の他、観光やまちづくり等との連携を促進します。

(2) 文化の振興

県内各地での文化芸術鑑賞の機会を促進するため、県内プロオーケストラ及びSPACが実施する学校等訪問プログラムは、過疎地域を優先し、各市町の類似事業の実施状況を踏まえ、引き続き実施します。また、県立の文化施設の収蔵品のデジタル化やデジタルコンテンツの制作、配信を進め、自宅等から文化芸術に触れる機会の拡大に努めます。

引き続きアーツカウンシルしずおかと連携し、文化芸術による地域課題の解決、地域の活性化及び文化振興を図ります。

事業名	事業内容
アーツカウンシル運営事業	・住民の創造的活動を促進するため、担い手の発掘や、活動を支援する専門的支援機関を運営
子どもが文化と出会う機会創出事業	・県内プロオーケストラ及びSPACによる学校訪問プログラム（アウトリーチ、部活動の指導・合同演奏等）

文化力強化アウトリーチ事業	・コンサート公演機会の少ない公立ホール等での鑑賞機会提供 ・県立文化施設の収蔵品の鑑賞機会を県内各地で創出
---------------	--

11 再生可能エネルギーの利用の推進

(1) 再生可能エネルギーの利用の推進

過疎地域をはじめとした、農山村地域の豊かな自然資源を生かし、太陽光発電や小水力発電、バイオマス発電、温泉熱発電などの再生可能エネルギー等の導入を促進します。あわせて、エネルギーの高効率利用に取り組み、農山村地域におけるエネルギー源の多様化及びエネルギー産業の振興による、エネルギーの地産地消の推進を図り、地域経済の好循環を目指します。

事業名	事業内容
再生可能エネルギー導入促進事業	・地域課題解決につながる再生可能エネルギーの導入可能性調査、設備導入に対する助成